

# アメリカ「不法行為法」における

## ネグリジエンスの形成過程

竹川 雅治

### 目次

- 一、はじめに——問題関心と時代の限定——
- 二、ネグリジエンス責任形成の社会的背景
- 三、産業化以前の不法行為の帰責根拠
- 四、帰責根拠の転換とその展開
- 五、むすびにかえて

### 一、はじめに——問題関心と時代の限定——

ある不正な行為がなされ、それによって損害が生じたならば、一般に加害者はその損害に対して賠償する責任を負う。これが不法行為法制度である。近代市民法における不法行為法制度は「過失なれば責任なし」と表現され

アメリカ「不法行為法」におけるネグリジエンスの形成過程（竹川）

て いる よう に 過失 責任 主義 を 採用 す る。

通常、この過失責任主義については次のように説明されている。正当な理由なくして他人の権利を侵害しそれによつて被害が生じたならば、その行為者はその損害に対して賠償する責任を負わなければならぬが、そのためにはその行為が行為者の故意または過失に基づくものでなければならない（民法七〇九条）、とするものである。そして「過失責任主義は、個人の自由な活動すなわち自由競争をいわば裏面から保障することになる。過失さえなければつまり通常人として必要な注意を払いさえすれば、われわれは損害賠償のおそれなしに自由に活動することができるのである」と説明する。この見解に従えば、過失責任主義は企業の発達を助けることとなる一方で、高速度交通機関の発達や危険な機械、設備を有する企業が発達した結果、これらによつていわゆる「従来の意味での過失」によらない侵害行為が激増し、加害者である企業がその損害の賠償を免れることになったことで、被害者の救済に不十分な事態が生ずることとなつた。そこで過失責任主義に対する批判がおこり、無過失責任主義が発達したとする。<sup>(1)</sup>したがつて無過失責任の領域の拡大を通じて、損害の公平な転嫁および配分をなすべきである<sup>(2)</sup>、と主張する。

これに対し、過失責任主義は個人の自由な活動を保障する一方、不注意の結果他人に損害を与えた者はその損害に対して責任を負うとの帰責の根拠を示すものであるとして、積極的に過失内部に損害に対する帰責を求めるようとする見解が出されてきている。そこでは損害の結果を知りながらあえて加害行為を続けていることは当然故意少なくとも過失が存在するとする。たとえば石本教授は「結果に対する予見可能な場合でも、自己の決意によつて（他人より強制されたのではなく）行動した結果、いやしくも他人に損害を与えた以上そこに過失あり<sup>(3)</sup>」といえると主張される。こうした見解はそれゆえ、「損害の発生が避けられないことを知つても活動自体を止める必要はな

く賠償を負わないという理論も、産業資本の勃興期に、私法の一般理論を離れて、とくに産業保護のためにこれを変容させたものである<sup>(5)</sup>から、「過失概念の再考を通して、過失責任と無過失責任の統一的な帰責原理を追求しよう」とするのである。

賠償責任に関する帰責根拠としての「過失」概念の捉え方の相違は、単に法理論上の問題関心にとどまらず、実際の法解釈上の問題としても深く関連している。とくに公害の被害者である一般住民に対する企業の民事責任をめぐる問題においては、その見解によつては著しい差異が生じることとなつてくるであろう<sup>(6)</sup>。筆者はこうした問題に深い関心をいだいているものの、研究不足ないしその能力などの点からいまだ十分な考え方を披瀝するにいたつていな。そこで本稿では、こうした論議がなされているということを念頭におきながら、賠償責任に関する帰責根拠に対する研究を進めるための準備作業のひとつとして、アメリカにおけるネグリジエンスという帰責根拠の生成について検討してみることとする。

ギルモア (G. Gilmore) によると<sup>(7)</sup>、一八世紀末にはじまつたとされるアメリカ法の発展の歴史は、通常、一八〇〇年から南北戦争まで、南北戦争から第一次世界大戦まで、第一次世界大戦から現代の三つの時期に区分する考え方方が非常に多くの人に受け入れられているといふ。さらに南北戦争の前と後との時代がどんなものであつたかについては見解が一致しているとする。本稿もこの区分に追随することとなるが、賠償責任に関する帰責根拠をどこに求めるべきであるかという問題意識のもとで研究を進めようとする観点からすると、いわゆる「従来の意味での過失」によらない侵害行為ということが当面の筆者の問題関心とならざるをえない。そこで本稿では、「従来の意味での過失」としてのネグリジエンスという帰責根拠が形成されてくる一八〇〇年から南北戦争までの時期に限定

して論ずることにしたい。一八〇〇年から南北戦争までの時期は、いわゆるアメリカにおける産業資本の形成期としてアメリカ資本主義の成立と展開の重要な時期である。なぜならこの時期に産業革命が生じ「新しく産業化されたどの国においても、生産と分配との斬新な方法が実体法の大きな部分の書き換えを要求した」ために、法の分野においても劇的な変化が生じた時代でもあったからである。

## 一、ネグリジエンス責任形成の社会的背景<sup>(9)</sup>

一七八三年のアメリカ独立戦争は、アメリカに政治的独立はもたらしたもの、経済的な独立をもたらしたものではなかった。アメリカは依然として、ヨーロッパが必要とする農産物を輸出し、代わりに値段の安い工業製品を買い取るという立場にあった。これによつて貿易業者や商人は巨額の利益を手にしていたのであつた。一八一二年にはじまる第二次独立戦争（一八一二年～一八一五年）は、この外国貿易をほとんど完全に破壊させた。アメリカへの工業製品の輸入が低下したことによつて、それまで海運や貿易で利益を上げていた貿易業者たちはその蓄積した資本を工場と機械に投じたのであつた。工場工業の組織がはじめてアメリカ合衆国に確立したのはまさにこの時だったのである。こうした結果、アメリカは一八一五年イギリスとの戦争を終えて、政治的にも経済的にも一応イギリス本国から独立することができたのであつた。一方、当時リバブリカンに指導されていたアメリカ政府は、戦争終結とともに戦後処理をめぐつて、従来ハミルトン主義的なものとして攻撃してきた公債発行や保護関税政策といつた産業資本の保護育成政策を、結果的に採用せざるを得なくなつていたのである。

アメリカの工場制度は、まず織物工業のうちに発展した。高い技術力を有する優秀な労働力、機械を動かすため

の水力、完成品を送り出すための港湾などが存在したことから発展したニュー・イングランドと中部大西洋沿岸各州に発達した織物工業は、アメリカにおける最初の産業革命をもたらした。<sup>(10)</sup> 一八一五年に力織機を導入した紡績一貫の近代的工場があらわれると大量生産がはじまつた。やがて從来からの農村家内工業としての織物業はしだいに駆逐、掃滅されていき、一八二〇年から一八三〇年代には近代的工場制に移行していった。一八六〇年代には資本主義的大経営が確立されていったのである。

このように進展していくた織物工業における労働は比較的安全なものであつたし、またその製品の欠陥にともなう被害が生ずるということもあまりなかつたことから、こうした織物工業を巻き込んだ「不法行為法」の問題は、水力源としてのダムを設置することによっておこる被害という場合を除いては、ほとんど生じてはいなかつた。アメリカ織物工業の中心地のひとつであるニュー・ハンプシャー州の不法行為法について研究したG・T・シュワルトは「被災労働者がその使用者に対して損害賠償請求訴訟を提起したこと、織物工場に対する何らかの不法行為による損害賠償請求訴訟の裁判例もない」とし、「織物工業は一般に労働条件や製品では安全なものであつたとされている」と述べている。

織物工業にはじまるアメリカの産業革命は、その国内市場の形成のために近代的な交通、運輸体系の創設がとくに必要とされた。一八三〇年のボルチモア・オハイオ鉄道の建設にはじまる鉄道の時代 (the Railroad Age) の展開は、それまでの有料道路の時代や運河の時代と異なり、アメリカ経済に大きな力をあたえることとなつた。しかし鉄道の建設、運営はそのほとんどが私的経営によつて行われていたことから、個別資本の蓄積によつては建設しがたい鉄道事業に対しても、連邦や州政府および地方公共団体による資金援助とか土地の付与、諸特権の付与

などのさまざまな形態の援助が必要とされ実施された。こうした鉄道業の創設、発展のための援助政策は、鉄道は「國の救世主」であり、經營の發展の象徴であると國民がみなしていたことの結果ででもある。しかし鉄道に対するアメリカ國民の広範な意氣込みにもかかわらず、鉄道の資金調達ははかばかしいかなかった。新規社債の發行が額面以下でなされたり、はなはだしい減価で売却しなければならないという状況であった。また平均七ペーセントの配当は多くの投資家としては受け入れがたいものとなっていたのである。<sup>(12)</sup>

鉄道は十九世紀のアメリカ經濟の進展に不可欠なものとして、雄叫びをあげて國中を突っ走りアメリカの經濟的社會的變革を運ぶ一方で、家畜を殺し、機関車の火花による火災をおこし、交差点事故や衝突事故によつて何千人の人々を傷つけ死亡させていった。このため織物工業とちがつて鉄道による被害に対する損害賠償請求訴訟が数多く提起された。このことからフリードマンは「不法行為法のほとんどのリーディングケースは、直接間接にこの新しくかつ恐ろしい現状と関連していいた」のであるから、「鉄道に関する法と不法行為法は一緒に形成された。<sup>(13)</sup>」の意味ではこの二つの法は同じなのである」という。鉄道会社が損害賠償請求訴訟の被告となることが非常に多いことは、資金調達の難しさなどによる經營の不安定さとあいまつて、投資家の投資意欲を躊躇させる要因として憂慮されるにいたつたのである。要するに、南北戦争前のアメリカ鉄道事業は、文字通り經濟發展の牽引車でありながら、その大部分は不十分で脆弱な構造のうえに成り立っていたといえるのであった。

工業化の進展は、またアメリカ人の理念にも大きな変化をもたらすこととなつた。アメリカ人は、個人の活動はその自由な意思にもとづいて決定されるべきであり、經濟活動も個人の自由な意思に委ねられなければならないと考えた。したがつて「最も少なく統治する政府こそ最良の政府である」として、個人の財産の自由に対する国家の

干涉を極力排除しようと考えたのであった。ジャクソンの世代と称される一八二〇年代から一八六〇年代にかけてのアメリカ史における中期は、それゆえ「おそらく、その前後のどの時期よりも、財力、身分、権力が白人男性の間で平等に分割されていたのである。その他のアメリカ的信条の中心的価値である自由、個人主義、民主主義なども、他の時期に比べれば、いつそう目立つた形で、当時の諸制度には体現されていたのである。<sup>(14)</sup>」

こうしたアメリカ人の理念と産業革命の進展とともに新たな新しい私企業の設立、躍進との結びつきを法の領域において如実に表す象徴的な判決が数多くだされこととなつた。そこでは企業の自由の保護助長することが社会の幸福と繁栄を促進するとされたのであつた。<sup>(15)</sup> このような一九世紀の前半期における個人の権利の主張としてなされた自由主義や民主主義の思想や行動は、「レッセ・フェールの経済思想と結びつく」とによつて、契約法はもちろんのこと不法行為法にも重要なインパクトを与えるにいたつたのであった。

### III、産業化以前の不法行為の帰責根拠

周知のように、英米の不法行為法の基本的構造は、「われわれは訴訟方式を埋葬したが、それらの訴訟方式は墓の中からいまだにわれわれを支配している」というメイトランドの有名な言葉からも理解できるように、中世以来のイギリス法に特有な訴訟方式 (form of action) と結びついて発展してきた。これにしたがい、財産ないし人身にたいする有形的な妨害による直接的な加害行為により被害を受けた者はトレスパス訴訟 (the action of trespass) によって、また加害者の行為ないし不作為から間接的に被害が発生した場合には、その被害者はケース訴訟 (the action of trespass on the case) によつて訴訟を提起しなければならなかつた。トレスパス訴訟もケース訴訟も

とめに行為の動機あるいは目的といった行為者の主觀的な事情は問題とならなかつたのである。法の関心は、フォールト（故意または過失）の有無よりも侵害行為の有無に向けられたために、トレスペス訴訟では原告は被告のフォールトを證明する必要はなかつた。またケース訴訟では被告の不法な意図あるいは不注意（a wrongful intent or negligence）のどちらかの證明を必要としたけれども、それは必ずしも行為者の主觀的反倫理性を論ずるものではなかつた。<sup>(18)</sup> ルの意味で財産ないし人身への侵害に対してはフォールトによらない厳格責任によつて救済が与えられていたのであつた。<sup>(19)</sup> ルうしたことは、「人は危険を覚悟で行為する（a man acts at his peril）」というアングロ・サクソン法に顯著な発想に基づいてゐるといふべきである。

アメリカにおいてもトレスペスとケースとが長く区別されていたが、ネグリジョンスという觀念がでてくるにつれて、責任の厳格性が揺るぎ始めてきた。そして一九世紀中期には、このネグリジョンスは、財産および身体に対する侵害への帰責根拠として支配的になつていいくが、それ以前、すなわち産業化以前の不法行為の帰責根拠の支配的傾向は何であつたかということについては議論の分かれることころである。<sup>(20)</sup>

そのひとつ見解は、産業化以前のコモン・ロー上の不法行為の支配的傾向は厳格責任であつた、とする主張である。この見解を主張するグレガリー（C. O. Gregory）によれば、コモン・ローにおける民事責任はトレスペスが支配的であつて、故意でない直接的侵害もトレスペスに相当するとみなれていた。そしてどんなトレスペスでもそれ自体が不法とされており、そこでは被告が原告に対し侵害しようとする意思を有していたかどうかは無関係であったとする。そしてグレゴリーは「故意によらずに引き起こされた侵害に対してフォールトないしネグリジョンスを帰責根拠とする新しい原則は、一八〇〇年代中期になつてしまいに受け入れられるようになつた」と述べ

る。そしてホーヴィッツ (M. J. Horwitz) もまたその著書「アメリカ法の変遷 一七八〇～一八六〇」のなかで、一九世紀の初期は「実質上あらゆる侵害はニヨーサンスと解されており、それゆえ被告の行為にかんする特性を問題とすることのない厳格責任準則を採用していた」<sup>(21)</sup> とする。ネグリジョンスについて、一八世紀から一九世紀への転換期のアメリカの裁判所は、被用者の起こしたあらゆる損害に対する使用者責任についてはネグリジョンスを考慮しなかつたし、また馬車屋、受託者、医者、弁護士やらに役人に対してはネグリジョンスという責任を課していた判例はあるものの、そこでのネグリジョンスとは、「契約、法律、コモン・ローのいずれによつて課せられるかはともかく、予め設定された義務を履行しなかつた」と (nonfeasance)、あるいはその義務の懈怠 (neglect) を意味した。医者や受託者に対しては默示的契約としてその不注意 (carelessness) ないし未熟として『ネグリジョンスが』<sup>(22)</sup> 申し立てられたが、この不注意は履行すべきことを履行しなかつた (from failure to perform) と考えられていた<sup>(23)</sup> ところ。そしてこれらしたグレンジャー、ボーヴィッシュ・アンド・フリードマン (L. Friedman) やンピー (L. W. Levy) ふに代表されるいうした見解によれば、ネグリジョンスを帰責根拠とする新しい原則は、当時の生成しつつあった産業の経済的利益を擁護するために、それに不都合な厳格責任を廃して、生成しつつある産業（幼稚産業）<sup>(24)</sup> ことに鉄道、に有利な帰責根拠としてうちたてられたものであるとするのであった。そしてネグリジョンスは責任範囲を拡大するのではなくむしろ制限する手段として生じたのであるとする。

これに対してもう一つの意見は、ネグリジョンスという帰責根拠はコモン・ロー上には常に存在しており、個人ないし社会の役割という観念の変化にともなつて、一九世紀になってアメリカの裁判所がネグリジョンスをおおいに取り上げたのにすぎない、とするホームズ (O. W. Holmes) に代表される見解である。この見解を支持するシ

ュワルツ (G. T. Schwartz) は、ニューハンプシャー州とカルフォールニア州の不法行為法の判決を検討して、ネグリジョンスを帰責根拠とする判決が一八二〇年代には見られること、あるいは当時の生成しつつあった産業の経済的利益を擁護するために、硬直的な厳格責任を意識的に廃棄したとするような判決はみられないことなどの理由から、ホーウィッツやグレゴリーの見解に疑問を呈している。そしてニューハンプシャー州の判決は実質的に、一八五〇年代、六〇年代にかけて、ネグリジョンスをその指導原則とする不法行為法の法体系を作り上げていつたとする。またアメリカ不法行為法の学説史を研究したホワイト (E. White) によれば、責任に対する包括的な基準は産業革命の時期をかなり過ぎた一八七〇年代まで現れていないといふ。そしてネグリジョンスの出現は、輸送手段や産業の進展と令状制度による古い訴訟形式の衰えから「『ネグレクト』という古い概念は不適切となり、裁判官や法学者は第三者を含む事故に対する責任理論を確立しよう」として「『ネグレクト』は義務の不履行 (nonfeasance) も不正行為 (malfeasance) も含むようになり、法的意味での不注意と同意となつた」とするのである。<sup>(25)</sup> このようにネグリジョンスの生成の時期については、その論議はわかるものの、アメリカにおいては、一八七〇年代にネグリジョンス時代が始まり、故意・過失を帰責根拠とする不法行為責任の包括的制度が形成された、とする点では法学者は一致しているようである。<sup>(26)</sup> これらの論議からも推察できるように、いずれにせよ、一九世紀の中頃までは、「不法行為法」はコモン・ローの分野においては未だはつきりと認識されておらず、とうにたらないものであり、意図せざる侵害行為の故意・過失についても、コモン・ローはほとんど何も述べていないともいえる。しかし、その後南北戦争の時期までには、ネグリジョンスが独立のカテゴリーとして登場し、「ネグリジョンスがなければ責任なし」ということが法の一般原則となり、ネグリジョンスは不法行為法の確固たる地位

を占めるようになったのであった。その契機となつた判決が、マサチューセッツ州のショウ首席裁判官 (L. J. Shaw) が下したブラウン対ケンダル事件（一八五〇年<sup>(29)</sup>）である。

われわれはつい先づブラウン対ケンダル事件の判決を契機とするネグリジョンスという帰責根拠の形成について検討するに止む。

#### 四、帰責根拠の転換とその進展

##### (1) ネグリジョンス責任の形成

すでにみてきたように、一九世紀初期においては、不法行為法は未発達の段階であり、ネグリジョンスという意味は、契約ないし制定法によつてなんらかの注意義務を課せられた者（たとえば鍛冶屋とか外科医は契約によつて、看守や道路管理人は法律によつて注意義務が課せられていた）に対する義務不履行（nonfeasance）であつて、不注意（carelessness）としてのネグリジョンスは普及している概念ではなかつた。<sup>(30)</sup> いのゝかく、身体ないし財産への侵害に対する救済をもとめる被害者は、トレスパス訴訟かケース訴訟のいずれかによつて提起しなければならなかつた。そしてこれらの訴訟では、被告の主觀的事情は問題にならなかつたことから、その責任はフォルト（故意または過失）の立証をする必要のない厳格責任とされたのであつた。

しかしながら、一九世紀中期になると産業革命が進展し工業化が進んでくると、それにともなつて生ずる被害が多数続出し、またその質も明らかに異なつたものとなつていつた。前世紀の農業社会のような動物の逃走とか不法進入者や不実な宿主などによつて生ずる被害と、工業化による機械や鉄道によつて発生する被害とは、その

質量とも全く比較にならないものであった。ことに鉄道は一九世紀のアメリカ経済の進展に不可欠なものとして、経済的、社会的変革を國中にもたらす一方で、雄叫びをあげて突っ走る機関車は家畜を殺し、その火花は鉄道の沿線の周囲に火災を発生させ、また何千人もの人々を負傷させ死亡させていったのである。こうした鉄道による被害の増大はそれに対する損害賠償請求訴訟もまた数多く生ぜしめたのであった。その場合、原告である被害者が從来のトレスパスに基づいて訴訟を提起するのであれば、被告の「フォールト」の存在を立証する必要のない厳格責任であったことから、原告は、原告自身の身体あるいは財産に対する「直接的」かつ「実力的」な侵害となる被告の行為が存在することを証拠として示すだけで足りたのであった。

アングロ・サクソン法に顯著な発想であるとされる「人は危険を覚悟で行為する (a man acts at peril)」という厳格責任主義によつて対応することへの大きな危惧が、鉄道経営者や工場主たるものにあたれるに至つたのであった。グレゴリーはこのことについて次のように述べる。

「民事責任に関する無定見で一方的な執行は、事業や投資をためらわせる要因ともえなかつた。まさしくこの問題が、一九世紀前半期のアメリカの裁判官を悩ましはじめた。裁判官たちは故意あるいは過失の存在しない者に対し責任を課すことを嫌い、フォールトのない責任という考え方を表明することに反発した。……いかなるフォールトも存在しない事故 (pure accident) の責任を企業に課すという危険要因に企業がさらわれる限り、私企業制度のもとにおける若い國の發展は妨害され、遅延されることになるとわれわれの裁判官のおおくは考えたのであつた。<sup>(31)</sup> このような危惧から、アメリカの裁判官は故意あるいは過失のない者に責任を課すという厳格責任の準則よりは、損害を引き起こした行為者の故意あるいは過失それ自体を帰責の根拠とみなし、不法行為として責任を負わす

ほうが好ましいと考えるに至つたのである。この帰責根拠としての「ネグリジョンス」の生成は、発展途上のアメリカ産業、とくに鉄道にとっては大変好都合なものとなつたのである。なぜならネグリジョンスという新しい不法行為は、加害者の行為に関する何らの特性も考慮しないといふこれまでの厳格責任主義を放棄したものであつて、加害者である被告の故意あるいは過失という主観的な要素をもつて、被害者である原告への損害賠償請求を認めようとするものであつたからである。<sup>(32)</sup>

今日確立している見解に従うならば、ネグリジョンスという不法行為が成立するには、(1)事実上の因果関係が存在する」と、(2)被侵害利益が存在すること、(3)被告は注意義務を負つてること、(4)注意義務の存在を前提にして、被告がその注意義務に違反していること、(5)法的因果関係が存在すること、(6)一般的な免責事由が存在していないこと、が必要である。そして帰責根拠としてのネグリジョンスについて、アメリカの不法行為リストメントは「不合理な危害の危険に対して他人を保護するために、法によって確立された規準に達しない行為」と定義する。そしてその行為がネグリジョンスであるかどうかの判断については、客観的な合理性という基準、すなわち同じアメリカの不法行為リストメントによれば、ネグリジョンスを回避するため行為者が従わなければならぬい行為基準は、同様の状況の下におかれた「合理人 (the reasonable person) の行為」によって判断されるとしている。<sup>(33)</sup>この合理人とは、「自分自身あるいは他人への危険をもたらす潜在的ないし顕在的な危険の存在する多種多様な状況および行為に対し、典型的な社会人はいかなる行動をとるべきか、ということについての判断をする者として法の想像によつてつくりだされた者」<sup>(34)</sup>とされている。

加害者である鉄道会社を被告として、その損害の賠償を求めて訴訟を提起する場合に、今日の確立している見解

にもどうして述べてみるならば、ネグリジョンスという不法行為を回避するために行為者が従わなければならない行為基準は、同様の状況の下におかれた「合理人の行為」という客観的基準によつて判断されることになる。その場合に合理人が危害の危険に対し、いかなる行動をとるべきであるかといふ判断の基準は、当然のことながら比較考量して決定するということにならざるを得ないのであらう。すなわち実際に法廷の場において、ネグリジョンスという帰責根拠の決定をする場合、「合理人としての客観的な判断」を下さなければならぬ役目を有する裁判官あるいは陪審員<sup>(36)</sup>は、被告である鉄道によつて加えられた原告に対する被害ないし損害の状況と、原告をはじめとする多くの人々およびその社会に対して、鉄道がもたらした多くの、そして様々な利益とを比較考量することを迫られることになるのである。

鉄道に代表されるような当時生成しつつあつた産業を保護し、その成長を促進させることによつて経済成長をなしとげようとする、一九世紀の一般的な傾向のなかにあつては、経済成長は絶対的な「善」であり、それを推進しようとする鉄道もまた「社会的な善 (social good)」であつた。鉄道によつてひきおこされた火災、踏み切り事故、衝突事故などによる身体および財産への侵害に対して、鉄道会社にその損害を賠償させることは、いたずらにその資本の流失をまねくことになり、ただでさえ脆弱な鉄道会社の資本構成を弱めることになると考えられていた。鉄道が失敗したならば、それは経済も失敗することであった<sup>(37)</sup>。こうした一九世紀の一般的な傾向の下にあつて、鉄道事業のリスクと鉄道事業の利益とを比較考量し、それに基づいて損害賠償を認めるか否かを決定しようとすると場合に、「鉄道は社会的な善 (social good) である」というコンセンサスが与えられていたならば、当然のことながら、そのバランスは被告である鉄道会社に有利に、原告である被害者個人に不利に傾くこととなるので

あつた。こうした社会的な諸勢力とコモン・ローとの関連をもつともよく表している判決としてよく引用されるのが、ルーシー対ブキャナン事件（一八七九年<sup>(38)</sup>）の判決である。ルーシー対ブキャナン事件でニューヨーク州上訴裁判所は、以下のように述べてスチーム・ボイラーの爆発によつて生じた損害の賠償請求を認めなかつた。

「文明社会の構成員になることによつて、人はその自然権を放棄することを余儀なくされる。その一方で、人はまた他の人の自然権の放棄によつて、あるいは法が保障する安全、利益、保護によつて、少なからざる補償も得てゐるのである。かくして、不動産に対する排他的、包括的な利用ならびに所有することができるとする一般原則、ならびに隣人を侵害することなく不動産を使用しなければならないとする一般原則は、社会状況の必要性に応じて修正されることになる。われわれは工場、機械、ダム、運河、鉄道を所有しなければならない。それらは人間のさまざまな欲求を満たすものであり、あらゆる文明の基礎として位置づけられるものである。もし人がその土地にこれらを設置し、かつニユーサンスとならずまたニユーサンスとならないように管理運営をするならば、それらによる偶發的不可避的な隣人に対する侵害であつても、人はその損害に対して責任を負わない。被害者はその共有する一般的な福利と、自己の土地に同種の物を設置できるとする権利とによってその補償を得るのである。<sup>(39)</sup>」

ネグリジエンスという帰責根拠の導入は、このような経済的発展を「社会的善」とする考えをアメリカ人が受容したことを見事にあらわしていることを示すとともに、「ネグリジエンス形成の物質的背景」のところで論じたようく、一九世紀中期のアメリカの理念とも結びついたものといふことができる。とくにジャクソン・デモクラシーとして脚光を浴びたこの時代はレッセ・フェールの考えがますますもてはやされるようになった。その結果、アメリカ的信条の中心的な価値としての自由主義、個人主義という理念が強く意識され、それらは当時の諸制度に

体現されていったのであった。ネグリジョンスという帰責根拠は、このアメリカ的信条の中心的な価値としての自由主義、個人主義というアメリカ的理念を法的側面から支えるものとして考えられていたのであった。<sup>(40)</sup>

ネグリジョンスという新しいタイプの不法行為は一八四〇年代、一八五〇年代に展開をみせるアメリカの産業革命の要請およびアメリカの中心的な価値である自由主義、個人主義を基調とするレッセ・フェールの理念と全く合致するものであったのである。

南北戦争の時期までに、「ネグリジョンス」という新しいカテゴリーの不法行為が不法行為法として認識されるようになった結果、人は行為をするに際して、注意深くしていたならば、たとえ他人に損害を与えたとしても、ネグリジョンスという不法行為は存在せず、したがって何らの賠償責任も課せられることはなかつたのであった。アングロ・サクソン法に顕著な発想である「人は危険を覚悟で行為する」という厳格責任の原則に基づく帰責根拠から、「他人を害しないすべてのこととなしらる自由」という発想をもつて、個人の活動の自由を最大限保障しようとするイデオロギーが顯著にあらわれたネグリジョンスという帰責根拠を受け入れたのであった。

マサチューセッツ州最高裁判所のショウ首席裁判官 (C. J. Lemuel Shaw) によるブラウン対ケンダール事件（一八五〇年）<sup>(41)</sup>は、アメリカの裁判所がネグリジョンスという帰責根拠を受け入れる契機となつた事件として名をなしている事件である。

## (2) ブラウン対ケンダール事件

この事件の概要是次の通りである。ブラウン（原告）とケンダール（被告）の双方の所有する犬が喧嘩を始めた

ために、二匹の犬を引き離そうとしたケンダールが長さ約四フィート程の杖を振り上げた。ところがその振り上げた杖の先がたまたまケンダールの後ろに立っていたブラウンの目にあたり重傷を負った。そこでブラウンは、このケンダールの行為は直接的行為であるとして、トレスパスに基づき損害賠償請求訴訟を提起した。

この事件を審理したマサチューセッツ州最高裁判所のショウ首席裁判官 (C. J. Lemuel Shaw) は次のように述べて原告の訴えを却下した。

「他人から直接的な力の行使によって受けた損害に対してはトレスパス訴訟を提起することができる。その行為が合法か不法かということであって、故意とか意図とか不注意といつたことではない。……原告は意図 (intention) が不法であったこと、あるいは被告がフォールトをおかしたことのどちらかを示す証拠を用意しなければならない。侵害が不可避的なものであったならば被告の行為は非難性がないゆえに被告はその責任を負わない。……」<sup>(42)</sup> うした準則を本件に適用すると、強打の際に原告被告の双方が通常の注意 (ordinary care) を払っていたならば、あるいは被告が通常の注意を払っていたならば、原告は救済されない。また強打の際に原告被告の双方が通常の注意を払っていないかったならば、原告は救済されない。」

要するに、ブラウン対ケンダール事件においてショウ首席裁判官は、故意と過失とを文言上区別をして、故意でない侵害に対しては、被害者に対する注意義務を怠つたり、その結果として被害者に損害を与えたという注意義務違反をネグリジエヌスとして不法行為の中に包摂したのであった。さらに被告の故意、過失に関する立証責任は被告でなく原告に求めたのであった。こうしたショウ首席裁判官の判断は、まさしく当時生成しつつあった産業（幼稚産業）にとっては有利なものとなつたのである。ネグリジエヌスという帰責根拠は、責任範囲を拡大するのでは

なくむしろ制限する根拠となつたのであつた。<sup>(43)</sup>

アメリカの不法行為法は、このブラウン対ケンダール事件以降、故意による不法行為 (intentional torts) とネグリジョンスによる不法行為 (negligence) という二つの大きなカテゴリーに区別されるようになつた。すなわちアメリカ不法行為法は、被侵害行為が身体の安全であれ財産権であれ、被告の行為がネグリジョンスと烙印されるものであれば、「ネグリジョンス」という不法行為によつて責任を負わすとされたのであつた。しかし、その反対にネグリジョンスと烙印されなかつた場合には、被害者である原告はなんらの救済もされずに放置されることとなつた。しかもネグリジョンスの立証責任は被害者である原告に課せられることとなつたのであつた。ブラウン対ケンダール事件におけるこうした判断は、ショウ首席裁判官によつて最初に示されたものではなくアメリカの重要な州においても同じ傾向にあつたことからエプシュタイン (R. A. Epstein) は、ブラウン対ケンダール事件は不法行為法の新しい方向を示すものでなく、すでにニューヨーク州やペンシルベニア州などで支持を得ていた方向を完成させたものとして歴史的に理解すべきであるといふ。<sup>(44)</sup>

### (3) ネグリジョンス責任の導入と「故意および過失の存在しない」損害に対する裁判所の判断

従来のコモン・ロー上の救済は、「人は危険を覚悟で行為する (man acts at peril)」としてその責任の厳格性を容認してきた。しかしながら、産業革命の進展とそれに伴う新しい機械の導入は新しい侵害行為を生み出したのであつた。「故意および過失の存在しない」侵害行為は産業の発展とともに増加の一途をたどつた。加害者である鉄道や工場は経済の進展成長に不可欠であるとし、それに好ましいネグリジョンスという帰責根拠の導入は、生成

しつつある私企業への資本投下を奨励するもののひとつとして、当時の支配階級に属する裁判官にとって最も好きなものであった。

一九世紀前半期におけるネグリジョンスという帰責根拠の導入による不法行為法の展開は、一方においては従来からのコモン・ロー上の概念である財産権や契約という概念と結びついていた。なぜなら、産業革命の進展から輸送手段や機械が急速に発達した結果、意図しない侵害による第三者に対する被害が続出したために、このような新奇とも思われる事態による損害賠償請求訴訟が裁判所に提起されてきた。その回答を求められたコモン・ロー裁判官は、早くから発達し裁判官たちも慣れ親しんでいるコモン・ロー上の概念である財産とか契約とかいうものによつて、その問題の処理をしようとしたからであった。<sup>(46)</sup> このことから、一九世紀前半期における不法行為法の展開は、いつそう複雑な様相を呈していったのである。

契約は自由・平等・独立の法人格を有する個人をその当事者とするところから、したがつて契約の当事者は、その社会的地位ないし経済的な力関係に関係なく同等の権利を得、義務を負うのであるということを前提とする。このことは意図しない侵害による第三者に対する被害という事態において、加害者の責任を免ずる理論的支柱を与えたのであった。たとえば、製造物責任に関してみれば、製造物の被害に対する賠償責任の根拠を明示ないし默示の保証という契約法の観点から展開させていった。この保証責任は厳格であったが、この厳格性は製造業者をして好ましいものでなくなってきた。そこで放棄(disclaimer)といった制度や、契約関係(privity of contract)といった要件を発明するのであった。

契約法と「不法行為法」との複雑な様相は、フォールトのない侵害による第三者への加害という事態をむかえ

て、欠陥製品をめぐる製造業者への損害賠償請求事件や労働災害をめぐる使用者への被用者による損害賠償請求事件において問題となつた。以下欠陥製品および労働災害をめぐる裁判所の考え方を論じていくこととする。そして結論的にいうならば、それでも当時のアメリカの裁判所は加害者である製造業者や鉄道に有利に判断されていったのであつた。

(i) 欠陥製品をめぐる損害賠償請求訴訟にみられる裁判所の考え方。

製造物責任のリーディング・ケースとしてよく引用されるのは、イギリスのワインター・ボトム対ライト事件（一八四二）<sup>(47)</sup> のアビンガー卿の判決である。

郵政長官との間で郵便馬車の納入契約をした製造業者であるライトは、同時に納入した郵便馬車を適正に安全に維持管理することにも同意した。しかし納入されたその郵便馬車は走行中に明らかに製造業者の NEGLIGENCEに起因する欠陥によって転倒し、乗っていた御者が地上に放り出され負傷した。このため御者であるワインター・ボトムは郵便馬車の製造業者であるライトを訴えたのがこの事件である。この事件を審理したアビンガー卿は、不法行為訴訟の当事者の間には契約関係 (priority of contract) の存在が必要であるとしたのであつた。そしてその正当性について、「契約関係の存在しない原告が損害賠償請求訴訟をできるとするならば、馬車が転倒したことにより負傷したすべての者が、馬車の乗客もあるいは道を歩いていた者でさえもが、同種の訴訟を提起することができるようになる」、そして「こうした訴訟が際限なく提起されることになり、「不合理かつ法外な結果」を招来することになるために、契約関係にある当事者に限定すべきである」と説明するのであつた。<sup>(48)</sup>

ネグリジエンスに基づく不法行為訴訟の当事者間に「契約関係 (privity of contract)」の存在を要件とする考えはアメリカの裁判所にもひきつがれた。ニューヨーク上訴裁判所はトーマス対ウインチエスター事件（一八五二）判決で危険物に対しても例外とするもののそれ以外は契約関係の存在を要件とした。<sup>(49)</sup> また製紙工場のスチームボイラーの爆発事故によって建物などが破壊されたとして、スチームボイラーの製造業者を訴えたルーシー対クルツ事件（一八七三）でも、ボイラーメンのネグリジエンスを認めながらもその損害賠償請求を却下した。その理由は、製紙工場とボイラーメンとの契約が履行されてしまうと、その後の制御および管理は製紙工場に継承されることになるから、製造業者は原告に対しても「爆発の時には契約上であろうと法律上であろうと義務を負つていいない」とするものであった。<sup>(50)</sup>

ウインターボトム対ライト事件にはじまる欠陥製品による身体および財産への侵害行為に対する製造物責任に関するこの「契約関係」の存在という要件は、プロッサーの言葉を借りると、「その後の判決の中に、『法の喉にひっかかった魚の骨のごとく述べられていったのである。』」<sup>(51)</sup>

一九世紀の前半紀においては、すでに契約とか財産とかいった概念は発展を遂げており、契約法はコモン・ローの中心を占めるようになっていたが、不法行為法はまだ未発達の段階であった。また契約法と不法行為法とが混然としておりその境界も鮮明ではなかった。こうした時期に、フォールトの存在しない侵害行為というコモン・ローがほとんど予想していなかつた新しい事態に、英米の裁判官は対応する必要にせまられたのであった。そこでアビングガード卿をはじめとするこの時期の裁判官たちは、不慣れで発展過程にある不法行為責任に関する概念よりも、契約という慣れ親しんだ法概念をもつて回答を提出したのであった。そして生成しつつある産業を保護するために、<sup>(52)</sup>

なれば無意識的にその責任を一定の範囲に限定しようと試み、その理論的支柱をなすものとして、契約関係の存在という要件を、いわば「発明」したと解されている。<sup>(53)</sup>

(ii) 労働災害をめぐる損害賠償請求訴訟にみられる裁判所の考え方。

契約の觀念は労働災害をめぐる損害賠償請求訴訟にもみられる。

アメリカにおいては、二〇世紀になつて各州に労災補償法が登場するまで、労働災害といえどもトレス・バス訴訟、ケース訴訟に基づいて損害賠償請求をなすことが可能であった。また被用者が職務遂行中におこしたネグリジョンスによつて第三者に損害を与えた場合、使用者は代位責任 (Vicarious Liability)、上級者責任 (the doctrine of respondeat superior) により責任を負わなければならなかつた。この責任は使用者自身に何らのフォールトがないくとも負わざるという意味で厳格責任であった。代位責任、上級者責任によつて使用者は被用者のネグリジエンスに対して第三者に責任を負うというルールは、同僚の被用者のネグリジョンスによって被災した被用者に対しても責任が生ずるかどうかという問題が起こるまでの間の、長い年月を経て形成されてきたものであつた。この責任原則が被災した被用者の救済にも適用されたならば、使用者は広範な責任を負うはずであつた。しかし本人は代理人のネグリジョンスに対して第三者に責任を負つてはいるとするコモン・ロー上において確立してきた一般ルールは、いわゆるフェロー・サーバントルールによつて同じ職場にある被用者には拡大されなかつたのである。それゆえ、理論上は使用者を訴える権利は存在したけれど、実際には労働災害の被災被用者は使用者を訴えることはなかつた。判決がないということは、そこには「被用者はどのような労働災害に対しても使用者から賠償を受けること

ができない」とするコモン・ローの確固たるルールの存在を示していたのであった。<sup>(58)</sup>

同僚の被用者のネグリジョンスによつて被災した被用者に対しても使用者が責任を負うかどうかという問題がはじめて登場したのは、イギリスではプリーストリー対フォウラー事件、アメリカではマレイ対サウス・カロライナ鉄道会社事件であった。

プリーストリー対フォウラー事件（一八三七年）<sup>(57)</sup>は、肉屋（被告）の被用者である原告が、荷物を運ぶように使用者である被告の命令を受けて同僚の御する荷馬車に乗つたところ、荷物の積みすぎにより荷馬車が壊れ原告は投げ出され負傷した。原告は、車を安全な状態にしておくこと、ならびに荷物を積みすぎないようにすることは被告の義務であつて、被告はそれをしなかつたとして訴えたものである。この事件でプリーストリー側の弁護士は、「馬車の乗客をめぐる事件とこの事件とは全く相異はない」とし、被告は荷物の積みすぎを知らなかつたとしても責任がある、と主張した。<sup>(58)</sup>しかしアビンガー卿はこの弁護士の主張を採用しなかつた。そして「単なる使用者、被用者という関係からは、被用者の安全性ないし使用者の知らない瑕疵、ないし積み降ろし方法により生ずる損害に対し、使用者に責任を負わせるという契約は推定できず、それゆえ義務も推定できない」から、御者が荷物を積みすぎたというネグリジョンスを知らなかつた以上使用者に責任はない<sup>(59)</sup>と判断したのである。また「本件についての先例は存在しない」<sup>(60)</sup>として、一般原則による判断の不合理かつ不都合性について述べた。

マレイ対サウス・カロライナ鉄道会社事件（一八四一年）<sup>(61)</sup>は、被告会社に雇われていた消防士が同僚である機関手のネグリジョンスによつて負傷した事件である。この事件でも原告と被告の関係は乗客と会社の関係ではないから、先例は存在しないこと、乗客と会社の関係とする主張は正しくないこと、雇用契約は同僚被用者のネグリジエ

ンスに対して保障していないことをあげて原告の訴えを却下した。

フェロー・サーバントルールについてのアメリカのリーディングケースとされるのが一八四三年のフェウエル対ボストン・ワーセスター鉄道会社事件<sup>(62)</sup>であった。

この事件の概要是次の通りである。ボストン・ワーセスター鉄道会社（被告）に雇用されていた機関手であるフェウエル（原告）は、その機関車を運行中に同僚被用者であるスイッチマンが誤って違ったスイッチを下ろしたために、投げ出され右手を失った。当時フェウエルは日給二ドルであつて、これは前職であつた機械工より高いものであった。また信頼できるスイッチマンの選任および監督については使用者にネグリジエンスはなかつた。この事件においてフェウエルの弁護士は、プリーストリート事件やマレイ事件のように原告は乗客の地位にあるとは述べず<sup>(63)</sup>に、原告は事故をおこしたスイッチマンとは異なる別の業務についていたこと<sup>(64)</sup>、そして「使用者は、それがきめられる限りで、被用者の安全について、雇用契約の性質上責任を負わされている」と主張した。

この事件の核心は、フェロー・サーバントのネグリジエンスないし不注意によつて受けた損害に対し、被用者が使用者から救済を受けることができるかどうか、という点であった。

この事件を審理したショウ首席裁判官は、上級者責任は第三者に対するものであつて、契約関係にある使用者被用者間には適用されないこと、何らかの契約関係にある者にあつては、その責任は不法行為からでなく使用者による約束すなわち補償をするという合意に基づくものであること、被用者は「被用者は仲間が時には注意を怠り過失を犯すであろうと当然予測している」と考えられることから、雇用にともなう危険について十分な知識をもつており、そのうえで任意にその雇用を受け入れたこと、したがつて「その損失は最初に落ちたところに止めなければな

らない」として、危険の引受 (assumption of risk) があつたこと、を理由に被用者の賠償請求を却下した。そして職業上の危険負担に関して次のように述べた。

「特定の義務ないし労務を履行するため他人の職業に従事するものは、このような労務の履行に付随する自然かつ通常の危険、危害に対する補償については自分自身でその責任を負うのであって、賃金もこれに応じて調整されているものと法律上推定する、というのが一般原則であり、これは政策的見地にもとづくものならず公正という要素も考慮した結果である。<sup>(65)</sup>

その一方で、使用者は、自分以外の何者かによるネグリジエンスに対して被用者への補償をするということを契約していないから免責されることとなる。またネグリジエンスを為した被用者と同様使用者は、自分自身の行為に対しても責任がある。しかし近代的な工場制度の下にあっては、使用者はほとんど作業現場にいることはないところから、使用者に直接的な故意、過失が存在しないために、その責任を使用者に負わすことができないのであつた。

フリードマンによれば、自由な意思にもとづく契約を保障するコモン・ローの個人主義的傾向を強く打ち出したこのショウウ判決は驚くべきものでないとする。そして他の裁判所も同じ結論に達していたことからも理解できるよう、当時は経済成長に至上の価値がおかれしており、労働災害に対して不法行為の原則を無分別に拡大することは、<sup>(66)</sup>経済基盤の脆弱な産業の進展を阻害することにもなると危惧されたことによるという。そして、著しく増加した工場や鉄道の事故の損失を、被災労働者に課すことによって、当時生成しつつあつた産業は巨額の損害賠償金を支払うことが免ぜられることをもめたのである。そのためフェローサーバント・ルールとか危険の引受などによつて、その事故費用を被害者である被用者に負担させることとし、最終的には、企業や使用者も費用の分担をしてい

る公共一般によつて、労働災害の事故費用を負担すべきであるとしたのであつた。レビーは、このフェローサーパント・ルールについて、「自由な人間はその運命を自由にする者であるという観念に基づく法的思考を誤りなく表現したものである<sup>(68)</sup>」といつた。さらにショウ首席裁判官が雇用契約の中に被用者の危険の引き受けを読ませようとしたことについて、「この法的な虚構は、その当時の自由人は自己の為した契約による以外拘束されないとする個人主義を反映したものである<sup>(69)</sup>」とするのである。すでに述べたように、ショウの時代のアメリカは、社会においても、法の領域においても、民主主義と資本主義の成就という国家的な要請を受けてそれを享受していた。アメリカは、パウンドがいう「コモン・ローの極端な個人主義」<sup>(70)</sup>を受容せしめていたのであつた。

## 五、むすびにかえて

織物工業にはじまるアメリカの産業革命は、経済の領域においてはもちろんのこと、それは当然のことながら法の領域においても変化をもたらさざるをえなかつた。ギルモアがいみじくも指摘するように「法の供給する社会は、トーマス・ジェフesonが望んだような農業社会ではなく、駅馬車や家内工業の一八世紀世界は鉄道や工場の新しい流動的な世界に変わり、それに応じて、技術变革の深刻な衝撃が体験されつつある産業化していく社会であつた。<sup>(71)</sup>」したがつてこうした産業化していく社会にあって発生する被害は、かつての農業社会における動物の逃走とか不法な侵入者などによる被害とはその質量とも明らかに異なつたものであつた。技術变革の深刻な衝撃が体験されつつある産業化していく社会では、鉄道や機械によつて、意図せざる加害によつて多数の第三者が莫大な損失を被ることとなつてくるのであつた。続出する被害に対して被害者はその損害の回復を求め訴訟を提起した。そこ

では「人は危険を覚悟で行為する (a man acts at his peril)」として厳格責任主義によつて、被害者の被つた損失を加害者にシフトさせるのか、あるいはホームズ (O. W. Holmes) のいうように「事故から生じた損失は、それが生じたところに静止していなければならぬ」<sup>(12)</sup>として、被害者の被つた損失を加害者に転嫁させずに被害者の負担とすべきであるのか、ということが最大の問題となつたのであつた。

一九世紀前期からの中期のアメリカの裁判所は、この「先例の存在しない」損害賠償請求訴訟に遭遇して、この問題に対する回答をするように迫られたのであつた。その回答が、ブラウン対ケンダール事件の判決であつた。この判決は、ネグリジョンスによつてその責任規準を決定するという原則のもとで、事故から生じた損失を加害者に転嫁する場合にネグリジョンスを要件としたのであつた。すなわち「ネグリジョンスなれば責任なし」という一般原則を発達させたのであつた。この判決は、前世紀以来のトレスパス、ケースといった限定的な不法行為訴訟を排除するものとして、従来の厳格責任に比して、事故から生ずる損失を転嫁する範囲の拡大へとつながるべきものであつた。しかしながら、ネグリジョンスの存否に関する「合理人」の判断は当然比較考量がともなうことになるという構造上の問題から、社会のある特定の分野においては、責任範囲の拡大よりもむしろ責任を制限する手段として生成したのであつた。またファーウェル対ボストン・ウォーレスター鉄道会社事件のショウ首席裁判官の判決、ウインターボタン対ライト事件のアビングガード卿の判決による責任を阻却する例外理論の発展によつても、被害者から加害者への損失のシフトが制限されることとなつたのであつた。

こうした状況は、当時としては格別奇異なことではなかつたのである。なぜなら一九世紀中期の社会状況は、法においても社会においても個人が進展するのに適した傾向があつたからである。自由な人間は自己の意図するところ

ろに従つて、自由に進歩・発展すべきであるとする観念を受け入れたアメリカ人は「文明社会の構成員になるためには、その自然権の多くを投棄することを強いられる」<sup>(73)</sup>のであつた。レビューは次のようにこの時代をいう。

「コモン・ローの主人公は財産所有者であり、自由愛好者であり、自立した者であり、合理人である。この者はまたアメリカ社会の主人公であつた。……アメリカは階級を意識しない社会 (open class system) を享受していいた。そこでは権力は流動的であり、また並列的であつた。労働者を含めて誰もが資本主義的成功を切望したのであつた。」<sup>(74)</sup>

産業化による事故の増大によつて生ずる損害賠償を、工場や鉄道に負担させるとの危惧とコモン・ローの極端な個人主義とが結びつくことによつて、結果的に、当時生成しつつある産業は寛大に取り扱われるにいたつたのであつた。しかしこうした状況は、南北戦争後のアメリカ資本主義の進展によつて長続きがしなかつた。アメリカは階級を意識しない社会どころか否応なく階級を意識せざるをえない社会へと変わつていつたのである。南北戦争から一九二〇年にかけて、コモン・ローが機能しなくなる分野も生じるようになつて、アメリカ不法行為法も新たな展開をするようになつてくる。厳格責任への回帰あるいは労働者災害補償法の制定などがその現れであるが、これらについては将来別に論じていくことにしたいと考えている。

(1) 加藤一郎編『注釈民法（一九）』九頁〔加藤一郎〕（有斐閣、昭五〇）。

(2) 加藤一郎『不法行為法』九〇一〇頁（有斐閣、昭三一）。このほかに幾代通『不法行為法』四頁以下（筑摩書房、昭五一）、前田達明『不法行為法理論の展開』一四頁以下（成文堂、昭五九）、森島昭夫『不法行為法講義』二五五頁以下（有斐閣、昭和六一）。

(3)

加藤・前掲注(2)一九一~二一頁。こらした主張は、不法行為法を含む現行救済システム制度には問題ありとして、総合的な救済制度の設置により不法行為をその中に解消しようとする意見くどくながていく。総合的な救済制度を最も強く主張するものとしては加藤雅信「現行の不法行為被害救済システムとその問題」シヨリスト六九一号六二~二頁以下(一九七九)がある。

(4)

石本雅男『民事責任の基礎理論』一九八頁(有斐閣、昭五四)。

(5)

西原道雄「公害に対する私法的救済の特質と機能」法時三九卷七号(一九六七)。

(6) 例えは汚悪水論や新受忍限度論をめぐる議論がその典型である。汚悪水論については沢井裕「汚悪水論」および水俣病裁判の「原告の最終準備書面」第一編第二章、いざれも法時一九七一年一月号臨時増刊(一九七一)。新受忍限度論については淡路剛久「公害における故意・過失と違法性」シヨリスト四五八号三七六頁(昭四五)参照。

(7) G・ギルモア、(望月礼二郎訳)『アメリカ法の軌跡』一六一~一七頁。

(8) ギルモア、(望月訳)・前掲注(7)八頁。この個所はイギリスのいわゆりふて述べてあるが、アメリカにおいても同じことである。

(9) いの時期のアメリカ経済に関する全般的な記述は、ハロルド・U・フォーカナー(小原敬士訳)『アメリカ経済史』(角誠堂、一九六八)、シオ・シーバーリン(小林良正、雪山慶正訳)『アメリカ人民の歴史(上)』(岩波書店、一九五四)、鈴木圭介編『アメリカ経済史』(東大出版会、一九七一)に負うところが大きい。

(10) アメリカの産業革命がいつ開始されたのかについてはアメリカ経済史家の中では議論が分かれているが、織物工業の展開を契機とするか、一般的には一八一〇年代ないし一九〇年代が有力な始期とみなされている。始期ないし終期などの時代区分の問題については鈴木・前掲注(9)一一五六~一一六七頁、参照。

(11) G. T. Schwartz, *The Law and the Economy in Nineteenth-Century America : A Reinterpretation*, at 1737.  
90 YALE L. J. 1717, (1981).

(12) 鈴木圭介・中西弘次「トマホーク資本主義の発展と鉄道業(II)」一一一頁、社会科学叢書(第1111卷11号、一九七〇)。<sup>46</sup>た

A. C. Spaccone もくべく[A. C. Spaccone, *The Emergence of Strict Liability*, at 7 note 20; 8 Journal of Product Liability (1985)]前述の論調は云々のようだ。

<i>Mass.</i>	<i>Annual Dividends</i>				
Boston and Lowell	7	7	8	8	8
Boston and Providence	8	8	8	7	7
Boston and Worcester	$7\frac{1}{2}$	$7\frac{1}{2}$	6	6	7
	1837	1838	1839	1840	1841

(13) L. M. Friedman, *A History of American Law.* at 410 (1972).

(14) キーリー・ムーア・シントン(略記)「トマス・カーティー建国の開拓へ貢献(上)」111～112頁トマス・カーティー(1981)。

(15) アメリカ連邦裁判所におけるのことを如実に表す象徴的な判決が、「トマス・カーティーによる競争社会の到来」を示すものとして有名になったチャールズ河橋梁会社事件(1841年)におけるマーチー首席裁判官の意見である。チャールズ河橋梁会社事件について、田中英夫『トマス・マーチーと英米法研究』111頁(東京大学出版会、1987)に詳しく述べられており。

(16) ルベック訴訟、ケーブ訴訟などによれば、Prosser and Keeton, *The Law of Torts.* 5th. ed. at 28-31. (West Pub. 1984)、クランゼル・ウーリット・マク・B・A・クラップ(飯塚和也、堀田牧太郎訳)『トマス・マーチーと法の基礎』112頁以下(成文堂、1981)、堀田牧太郎『英米法』(現代法津学全集53)、1回8頁以下(青林書店、高橋謙訳、1985)参照。

(17) 木下毅『トマサキ私法』日本比較私法序説』六九頁(有斐閣、1988)。

(18) Robert L. Rabin はじめ J. Fleming. Ames. Wigmore. が厳格責任の父 O. W. Holmes. Winfield. がトマス・マーチーが帰責根拠として用いたのが出発点として述べる(Robert L. Rabin. *The Historical Development of the Fault Principle : A Reinterpretation ; note 3 at 926.* 15 Ga. L. Rev. 1981) Holmes 以下の書籍は G. E. White, *Tort Law in America. An Intellectual History*; at 12-19. (Oxford Univ. Press, 1985)

(19) C. O. Gregory, *Trespass to Negligence to Absolute Liability*; 37 Va. L. Rev. 359 (1951).

(20) Ibid. at 370.

- (21) M. J. Horwitz, *The Transformation of American Law 1780-1860*; at 85. (Harv. Univ. Press; 1977).
- (22) Ibid. at 85-87.
- (23) C. O. Gregory, *supra*, note (19). at 365. M. J. Horwitz, *supra*, note (21) at 99-101. L. M. Friedman, *supra*, note (13) at 409-427.
- (24) O. W. Holmes, *The Common Law*; at. 84-105 (Little, Brown And Company, 42Printing, 1881). 混螺丸<sup>（18）</sup>。
- (25) G. T. Schwarts, *supra*. note (11) at 1757-1759.
- (26) G. E. White, *supra* note (18) at 8-19.
- (27) Ibid. at 16.
- (28) Ibid. at 12-14. L. M. Friedman, *supra*, note (13) at 409. 長久・混螺丸<sup>（17）</sup>。
- (29) Brown v. Kendall, 60 Mass. (6 CUSH.) 292 (1850).
- (30) M. J. Horwitz, *supra*, note. (21); Epstein, Gregory, Kalven, *Cases and Materials on Torts*, at. 73. Little, Brown and company. 4th. ed. 1983.
- (31) C. O. Gregory, *supra*, note (19) at 365.
- (32) Prosser and keeton, *supra*, note (16). at 164-165. 長久・混螺丸<sup>（17）</sup>。
- (33) Second Restatement of Torts, §282.
- (34) Ibid. §283.
- (35) E. J. Kionka, *Torts Injuries to Persons and Property*, at 54. (West Pub. 1977). 長久人<sup>（17）</sup>・Prosser and keeton, *supra*, note (16). at 173-193. 長久人<sup>（17）</sup>・『法理の新たな展開』目次<sup>（17）</sup> (有斐閣<sup>（17）</sup>)。 混螺丸<sup>（17）</sup>。
- (36) 長久人<sup>（17）</sup>・木下義『トマホーク法入門』目次<sup>（17）</sup>。 混螺丸<sup>（17）</sup>。

トマホーク「長久人<sup>（17）</sup>」と木下義<sup>（17）</sup>は、ハーバード法科大学院（HARVARD LAW SCHOOL）

- (37) L. M. Friedman, *supra*, note (13) at 261-264, at 410. L. M. Friedman, J. Landisky, *Social Change and the Law of Industrial Accidents*; at 55-56. 64 Colum. L. Rev. 50 (1967).
- (38) *Losee v. Buchanan*, 51 N. Y. 476. (1873).
- (39) *Ibid.* at 484.
- (40) L. W. Levy, *The Law of the Commonwealth and Chief Justice Shaw*. at 318-319. (Oxford Univ. Press 1957).
- (41) *Brown v. Kendal*, 60 Mass. (6 CUSH) 292 (1850). “*被服出賣者は被服を販売するにあたるにあらざる者は被服を賣る者*” P. Keeton, R. E. Keeton, *Torts, Cases and Materials*, at 162-165. (West Pub. 1977) 1248°
- (42) *被服を買入せしものに就て* は、この語句は Epstein, Gregory, Kalven, *supra*, note (30) at 78 ふうて用。
- (43) L. W. Levy, *supra*, note (40) at 140-165. L. M. Friedman, *supra*, note (13) at 410-411.
- (44) 木戸・福澤赳氏 (17) 固有権。
- (45) Epstein, Grerory, Kalven, *supra*, (30) at 74.
- (46) Robert L. Rabin, *supra*, note (18) at 937. at 945.
- (47) *Winterbottom v. Wright*, 10 M. & W. 105, 152 Eng. Rep. (Ex. 1842).
- (48) *Ibid.* at 114.
- (49) *Thomas v. Winchester*, 6 N.Y. 397. は、被服の販売者と被服の購入者の間に締結された契約の範囲は、人の故意によるものであつた。被服の販売者が被服を販売した場合に被服が不適格であると主張する場合、「被服の販売者」の存在による被服の不適格が、その主張の根柢となる。しかし、被服の販売者、110年足らず前に MacPherson v. Buick Motor Company 被告 (1914) のカルドゾ裁判官 (B. Cardozo, J.) の画期的な意見によると、被服の製造者が被服の匂の契約関係による被服の不適格を主張する場合、それは被服の販売者の責任ではない。
- (50) *Losee v. Clute*, 51 N.Y. 494. (1873).
- (51) Prosser and Keeton, *supra*, note (16). at 681.

(52) Robert L. Rabin, *supra*, note (18) at 937.

(53) 太陽・温賀丸 (16) 六月四日。

(54) vicarious liability はもる the doctrine of respondeat superior はくしゅうを Prosser and Keeton, *supra*, note

(16). at 499-501, 翻訳・温賀丸 (16) 6月5日。

(55) L. M. Friedman, J. Landisky, note (37) at 52.

(56) R. A. Epstein, *The Historical Origins and Economic Structure of Workers' Compensation Law*, at 777. 16 Ga. La. L. Rev. 775. (1982).

(57) Pristley v. Fowler, 3 M. & W. 2, 150 Eng. Rep. (Ex. 1837).

(58) *Ibid.* at 1031.

(59) *Ibid.* at 1032.

(60) *Ibid.* at 1032.

(61) Murray v. South Carolina Railroad, 26 S. C. L. (1 McMUL.) 381 (1841), たゞ事務が人手で行われるやうだぬ、  
アリの盡思せん F. M. Burdick, Is Law the Expression of Class Selfishness? at 360-361. 25 Harv. L. Rev. 349  
(1912) 11月8日。

(62) Nicholas Farwell v. The Boston and Worcester Rail Road Corporation, 45 Mass. (4 Met.) 49 (1842) (Suffolk  
and Nutucket at 49-62.)

(63) *Ibid.* at 51.

(64) *Ibid.* at 51.

(65) *Ibid.* at 59.

(66) *Ibid.* at 57.

(67) L. M. Friedman, J. Landisky, note (37) at 56. たゞ人手が多すぎると、トトロ人材の核心は仕事場のぬ  
めきの問題となる。被用者が被用者の業務を終了する前に、被用者が被用者の従業の単純かつ強固なルールがない、被用者がネグ

ラバーハンプトン田辺正氏は「使用物を輸入するがために輸入した商品の損失を蒙るための保険の範囲の拡大」とはいながむだかうだ。(R. A. Epstein, *supra*, note (56) at 778.) しかしりのじふな、だだぬに事故が生ずる損失を輸入する範囲の拡大くとはいながむだかうだ。

- (68) L. W. Levy, *supra*, note (40) at 320.

- (69) *Ibid.*

- (70) パウエルの「アーヴィーの極端な個人主義」については、伊藤・木下 前掲注(36)、79頁以下に詳しへ。

- (71) キルヤム(理田訳) 前掲注(7) 111頁。

- (72) O. W. Holmes, *supra*, note (24) at 94.

- (73) *Losee v. Buchanan*, 51 N.Y. 476. (1873).

- (74) L. W. Levy, *supra*, note (40) at 316.